

「大隅半島緑の回廊」の設定方針の改正【新旧対照表】

改正後	現行
<p>1 緑の回廊の位置及び区域</p> <p>(1) 設定の目的 【略】</p> <p>(2) 位置 今回は、先駆的な取り組みとして、稲尾岳周辺地域において、稲尾岳周辺森林生態系保護地域と周辺の<u>山添タブノキ等遺伝資源希少個体群保護林及び神野イスノキ遺伝資源希少個体群保護林</u>を連結する「緑の回廊」を設定することとする。 この地域は、大隅半島南部に位置し、タブノキ、イスノキ、アカガシなどの自然植生が見られ、生物相も豊かである。 なお、今後、必要に応じて保護林の新設や拡充を行うとともに、将来は民有林との連携も視野に入れることとする。</p> <p>大隅半島緑の回廊 稲尾岳周辺森林生態系保護地域 我が国を代表する原生的な暖温帯性常緑広葉樹林（照葉樹林）からなる森林</p> <p><u>山添タブノキ等遺伝資源希少個体群保護林</u> イスノキ、タブノキ、マテバシイ、スダジイの遺伝資源の保存</p> <p><u>神野イスノキ遺伝資源希少個体群保護林</u> イスノキの遺伝資源の保存</p> <p>(3) 区域の概定に当たっての考え方 ア ルートの選定 【略】 イ 着目する野生生物種</p>	<p>1 緑の回廊の位置及び区域</p> <p>(1) 設定の目的 【略】</p> <p>(2) 位置 今回は、先駆的な取り組みとして、稲尾岳周辺地域において、稲尾岳周辺森林生態系保護地域と周辺の<u>林木遺伝資源保存林</u>を連結する「緑の回廊」をモデル的に設定することとする。 この地域は、大隅半島南部に位置し、タブノキ、イスノキ、アカガシなどの自然植生が見られ、生物相も豊かである。 なお、今後、必要に応じて保護林の新設や拡充を行うとともに、将来は民有林との連携も視野に入れることとする。</p> <p>大隅半島緑の回廊 稲尾岳周辺森林生態系保護地域 我が国を代表する原生的な暖温帯性常緑広葉樹林（照葉樹林）からなる森林</p> <p><u>山添林木遺伝資源保存林</u> イスノキ、タブノキ、マテバシイ、スダジイの遺伝資源の保存</p> <p><u>神野林木遺伝資源保存林</u> イスノキの遺伝資源の保存</p> <p>(3) 区域の概定に当たっての考え方 ア ルートの選定 【略】 イ 着目する野生動植物種</p>

(ア) 着目する野生生物種については、生息確認されているクマタカなどの上位性の猛禽類など、別添「評価項目」のとおり多様な生物種を対象とする。特に、緑の回廊の設定後において後発的に実施する林地開発行為等が、当該緑の回廊の区域に掛かる場合にあっては、同評価項目のうち「環境影響評価手続等において確認すべきこと」に掲げる事項等に留意する。

なお、生息区域の拡大・生息密度の高まりにより生態系への悪影響が懸念されるニホンジカについても当面着目する。

(イ) 今後、当該区域の指標生物として適した分類群やモニタリング手法が開発された場合や、天然林への誘導を図る人工林等において樹種の多様化や階層の複雑化に伴い新たに出現・定着傾向が見られた種があった場合等は着目種の設定を検討する。

ウ 幅と長さ

緑の回廊としての幅に関する知見が不十分であることから、当面、エッジ効果を回避する幅を確保することとし、可能な限り幅500m以上設定することとする。長さについては、上記(2)により関係保護林を連結した結果、18kmの設定となった。

なお、「緑の回廊」設定予定地内には、国道448号による分断箇所及び狭隘となっている箇所があり、今後、「緑の回廊」の設定の趣旨にふさわしいものとなるよう、関係行政機関、地方公共団体、地域住民等の理解を得ながら、「緑の回廊」としての機能の充実に努めていくこととする。

また、当該緑の回廊の設定後において後発的に実施する林地開発行為等が、当該緑の回廊の区域に掛かる場合にあっては、野生生物の移動経路の分断を確実に避けるとともに、当該生態系の連続性を維持するために必要な幅と長さ(規模、形状等)を確実に確保するものとする。

エ 「緑の回廊」に設定する林小班
【略】

多様な生物種を対象とすることとし、特に当該地域においては、モニタリング手法を確立する過程で、森林性哺乳類の着目種を設定することとする。

なお、クマタカについては、公式に生息の確認がなされていないが、今後、モニタリングなどによってその生息が確認された場合は、その適切な取扱いを検討することとする。

ウ 幅と長さ

緑の回廊としての幅に関する知見が不十分であることから、当面、エッジ効果を回避する幅を確保することとし、幅500m、長さ22kmを目安に設定することとする。

なお、「緑の回廊」設定予定地内には、国道448号線による分断箇所及び狭隘となっている箇所があり、今後、「緑の回廊」の設定の趣旨にふさわしいものとなるよう、関係行政機関、地方公共団体、地域住民等の理解を得ながら、「緑の回廊」としての機能の充実に努めていくこととする。

エ 「緑の回廊」に設定する林小班
【略】

2 「緑の回廊」の維持・整備に関する事項
【略】

3 「緑の回廊」の管理に関する事項

(1) 管理に関する事項

ア 巡視

【略】

イ 林地開発行為等への対応

設定趣旨を十分に踏まえ、慎重に対応する。ただし、公用、公共用など公益性の高いものについては、上記1の(3)のイ「着目する野生生物種」における内容を十分に考慮し、当該緑の回廊への影響度合いや野生生物の移動経路の確保などを総合的に検討して対応する。

ウ 動物の保護

【略】

エ 自然教育・体験の場としての活用

森林生態系保護地域保存地区や希少個体群保護林等については、森林生態系の厳正な保護を図っていくこととするが、「緑の回廊」においては、森林とのふれあいの推進と動植物の保護との調和に配慮した取扱いに努めることとし、県、地元自治体、森林インストラクター及び自然保護団体等の協力を得ながら動植物の生息・生育環境、移動実態等について子供達や市民に対する森林環境教育、体験学習等の場としてモデル的な活用が図られるよう取り組むこととする。

また、「緑の回廊」について国民の理解を深めるため、野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮しながら、看板の設置等を行うこととする。

2 「緑の回廊」の維持・整備に関する事項
【略】

3 「緑の回廊」の管理に関する事項

(1) 管理に関する事項

ア 巡視

【略】

イ 林地開発の規制

「緑の回廊」については、原則として林地の開発は行わないこととする。

ただし、公用、公共用など公益性の高いものについては、「緑の回廊」への影響度合いや動物の移動経路の確保、事故防止対策などを検討して対応することとする。

ウ 動物の保護

【略】

エ 自然教育・体験の場としての活用

森林生態系保護地域保存地区や林木遺伝資源保存林等については、森林生態系の厳正な保護を図っていくこととするが、「緑の回廊」においては、森林とのふれあいの推進と動植物の保護との調和に配慮した取扱いに努めることとし、県、地元自治体、森林インストラクター及び自然保護団体等の協力を得ながら動植物の生息・生育環境、移動実態等について子供達や市民に対する森林環境教育、体験学習等の場としてモデル的な活用が図られるよう取り組むこととする。

また、「緑の回廊」について国民の理解を深めるため、野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮しながら、看板の設置等を行うこととする。

<p>(2) 施設の整備に関する事項 【略】</p> <p>4 「緑の回廊」のモニタリングに関する事項 「緑の回廊」の整備や管理等を適切に行うため、次によりモニタリングを実施することとする。 (1)～(2) 【略】</p> <p><u>(3) その他</u> <u>林地開発行為等における工事の実施中及び供用開始後において、開発行為をした者が行う事後調査の結果等を確認するとともに、長期的なモニタリングを継続して実施するものとする。</u></p> <p>5 その他の留意事項 (1)～(2) 【略】</p> <p>(3) 区域の変更等 モニタリングの結果や公益上の理由等により区域の変更等が必要になった場合は、<u>保護林管理委員会の意見を聴取し適切に行う。</u> <u>特に、林地開発行為等に対応するものとして区域の変更等を行う場合にあっては、森林生態系の連続性を維持することについて十分に配慮するものとする。</u></p> <p><u>附則 この設定方針は、令和4年12月26日から施行する。</u></p>	<p>(2) 施設の整備に関する事項 【略】</p> <p>4 「緑の回廊」のモニタリングに関する事項 「緑の回廊」の整備や管理等を適切に行うため、次によりモニタリングを実施することとする。 (1)～(2) 【略】</p> <p>5 その他の留意事項 (1)～(2) 【略】</p> <p>(3) 区域の変更等 モニタリングの結果や公益上の理由等により区域の変更等が必要になった場合は、<u>速やかに変更等を行うこととし、規模が大きい等の場合には、設定の手続きに準じて行うこととする。</u></p>
---	--